

明石市市民参画条例
令和2年度の運用状況報告

明 石 市

I 本編

1. 市民参画手続の実施状況

- (1) 令和2年度の市民参画手法の実施状況について..... (1)
- (2) 市民参画手続実施の成果について ～意見公募手続による成果～ (3)
- (3) 市民参画手続の各実施原則の実施状況 (4)

2. 政策提案の取扱い状況

- ▶ 取扱いの実績はありませんでした。

II 参考資料編

1. 市民参画手続の実施詳細

- (1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧 (5)
- (2) 意見公募手続 (7)
- (3) 審議会等手続 (8)
- (4) ワークショップ手続 (9)

※意見交換会手続、公聴会手続、政策公募手続の実績はありませんでした。

2. 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等(条例・計画) ... (10)

※計画については該当がありませんでした。

3. 令和2年度に設置していた市民参画条例の評価の対象となる審議会等の 状況..... (14)

4. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図及び実施の原則

- ① 判断基準 (15)
- ② フロー図 (18)
- ③ 実施の原則 (19)

I 本編

1. 市民参画手続の実施状況

(1) 令和2年度の市民参画手法の実施状況について

令和2年度に市民参画手続を実施する必要があった政策等(条例制定や計画書策定等)の数は10件でした。

このうち、市民参画条例で実施することが義務付けられている「意見公募手続」を令和2年度に実施した政策等は8件でした。実施しなかった2件は、審議会等で審議中の政策等であり、令和3年度以降に意見公募手続を実施する予定です。

市民参画条例では複数の参画手法により市民参画手続を実施することが努力義務として規定されています。令和2年度は必ず実施しなければならないとされている意見公募手続以外に、審議会等、ワークショップが市民参画手続として実施されました。

審議会等の開催については、10政策のうち6政策で実施されました。

ワークショップの開催については、1件実施され、「環境基本計画の策定」において、令和3年3月14日及び21日に開催し、40人の参加をいただきました。

◎各市民参画手法の実施状況

政策等数 : 10件	市民参画手法						計
	意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ ^o	公聴会	その他	
実施件数	8件※1	6件	—	1件	—	—	15件
意見数	216意見	—	—	—	—	—	216意見
参加者数	—	34人 (傍聴者数)	—	40人	—	—	74人

※1 政策等数10件のうち意見公募を実施しなかった2件は、令和3年度以降に実施予定。

★経年比較

[実施件数比較]

	実施 件数	市民参画手法						計
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ ^o	公聴会	その他	
R2	10件	8件	6件	—	1件	—	—	15件
H31	13件	10件	6件	4件	—	—	1件	21件
H30	6件	5件	3件	1件	—	—	1件	10件

[1件あたりの意見数、参加者数比較]

		市民参画手法					
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ ^o	公聴会	その他
R2	意見数	27意見		—	—	—	—
	参加者数		6人	—	40人	—	—
H31	意見数	21意見		117意見	—	—	—
	参加者数		12人	182人	—	—	3,265人
H30	意見数	4意見		34意見	—	—	—
	参加者数		4人	41人	—	—	4人

(2) 市民参画手続実施の成果について ～意見公募手続による成果～

令和 2 年度に市民参画手続を実施する必要があった政策等 10 件のうち意見公募手続を実施したのは 8 件でした。この 8 件のうち 7 件で意見が提出されました。

意見が提出された 7 件のうち 4 件において、政策等(案)を修正しました。その内容は以下のとおりです。

◎意見公募手続における意見の提出状況と意見の反映状況

意見公募手続において意見が提出された政策等数	7 件 / 8 件
意見が提出された政策等のうち政策等(案)を修正した政策等数	4 件 / 7 件

★意見公募手続により修正した政策等(案)の修正概要

修正した政策等名	修正概要
SDGs 未来都市計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・気候非常事態宣言の内容に則した施策の策定を希望する意見を受けて、「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」を計画に追記しました。 ・地域循環共生圏構築について、分かりやすい表現での記載を要望する意見を受けて、説明を追記しました。
障害福祉計画(第 6 期)・障害児福祉計画(第 2 期)の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・指定相談支援サービスの利用見込者数が少なく、引きこもりの精神障害者の利用が見込まれていないのではとの意見を受けて再検討を行い、利用見込者数を見直しました。
高齢者いきいき福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・第 6 期介護保険事業計画以降の地域包括ケアシステムについて、計画内での位置づけの表現が記載誤りではないかとの意見を受けて、国の考え方に沿った表現に修正しました。
新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法改正に伴う罰則措置に対して懸念する意見を受けて、罰則をもってその手段とするのではなく、違反行為を行った市民の事情等に配慮し、寄り添いながら支援する条文を新設しました。

意見を受けたうち、修正を行わなかった理由としては主に、①条例や計画の運用面に関する質問や意見、②意見公募した政策等とは完全に一致しないが関連する施策等への意見が挙げられます。これらについては、実現可能なものについては対応していく旨がそれぞれの意見公募結果にまとめられています。

つまり、条例や計画を直接的に修正する以外でも意見を取り入れようとする意向が示されており、市民参画手続により、より充実した施策展開等が実施されていることが伺えます。

これら以外にも、条例等には反映しないが、運用面に反映するという対応をとる政策等もあり、各部署ともできるだけ意見を汲み入れようと努めています。

(3) 市民参画手続の各実施原則の実施状況

手法		実施原則(※)	実施件数	令和2年度に実施しなかった理由
			令和2年度	
共通	複数手法	複数の参画手法を併用している	5件/10件	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度以降に意見公募手続を実施する予定のため。【工場緑地のあり方の検討】 市内関係機関(医療機関・商工関係者・地域団体)からなるネットワーク会議及び有識者からなるアドバイザー会議にて意見交換を実施し、制度設計に関する論点を整理した。そのうえで当事者が相談しやすい環境づくりには市民の理解を広げることが必要であることを考慮して、意見公募手続のみを実施した。【パートナーシップ・ファミリーシップ制度の創設】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い市民説明会を令和3年度以降に延期したため。【市役所新庁舎の整備(基本設計の策定)】 新型コロナウイルス感染症が拡大し緊急事態宣言が発令される状況で、市民の生活、健康及び人権を守るため、早急に条例を制定する必要があるため。【新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例の制定】 令和2年度以降の国庫補助金申請において、法に基づく本計画の策定が義務づけられたものであるが、空家等の所有者等となりうる市民の理解が必要であることを考慮して、意見公募手続のみを実施した。【空家等対策計画の策定】
	複数の方法で公表	複数の方法で公表している	10件/10件	—
意見公募	実施	対象事項に該当する施策について意見公募手続を実施	8件/10件	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度以降に実施予定のため。【工場緑地のあり方の検討】 令和3年度に実施予定のため。【環境基本計画の策定】
	意見公募期間	意見公募期間を30日以上とっている	7件/8件	<ul style="list-style-type: none"> 7月17日にSDGs未来都市に選定された後、内閣府への提出期限(8月末)までに、審議会の意見を踏まえた計画案をもって意見公募し、計画策定しなければならなかったため。【SDGs未来都市計画の策定】
	公表	提出された意見、意見に対する検討結果及びその理由等を公表している	8件/8件	—
審議会等	委員数	20人以内	3件/6件	<ul style="list-style-type: none"> 市の最上位計画である総合計画を策定するにあたり、多くの意見を反映するため。【あかしSDGs推進審議会】 災害対応を行う多くの関係機関で組織する必要があるため。【防災会議】 社会福祉に関する各分野の関係者で組織する必要があるため。【社会福祉審議会】
	男女比	男女いずれもが委員総数の3割以上	3件/6件	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関・団体に対する充て職であるため。【防災会議、社会福祉審議会】 各団体からの推薦を基に委嘱しているため。【地域自立支援協議会】
	公募市民	公募による市民が委員総数の2割以上	3件/6件	<ul style="list-style-type: none"> 早期に検討を開始する必要があるため、公募手続きに必要な期間を確保できなかったため。【工場緑地のあり方検討会】 県防災会議の組織に準じた委員構成を条例で定めるよう、法で定められているため。【防災会議】 法で委員構成が定められているため。【社会福祉審議会】
	委員名簿	委員の氏名、選任の区分等を公表可能としている	6件/6件	—
	開催通知	開催日の2週間前までに審議事項、日時等を公表している	6件/6件	—
	公開	会議を公開で開催している	4件/6件	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策により、書面開催したため。【防災会議、地域自立支援協議会】
	公表	会議録を作成し、公表している	4件/6件	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策により、書面開催したため。【防災会議、地域自立支援協議会】
ワークショップ	開催通知	開催日の2週間前までに議題、日時等を公表している	1件/1件	
	公表	開催記録を作成し、公表している	1件/1件	

※ 実施原則は、平成25年度に策定した「市民参画手続の実施に関する判断基準」に基づく。

Ⅱ 参考資料編

※担当部署名は令和 2 年度現在

1. 市民参画手続の実施詳細

(1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧

No	政策等の名称	担当部署		政策等の策定の時期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法					未達成理由					
		局・部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施(条例第6条第2項に該当する政策等に限定)		
1	SDGs未来都市計画の策定	政策局	SDGs推進課	R2.8	SDGs未来都市に選定されたことに伴い、SDGs推進の3年間の具体的な取組を定めたSDGs未来都市計画を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	あかしSDGs推進審議会									
2	工場緑地のあり方の検討	政策局	SDGs推進課	未定	工場緑地面積率等の緩和及び向上と周辺の生活環境との調和に必要な方策等、工場緑地のあり方を検討する。	条例第6条第2項第2号		工場緑地のあり方検討会								令和3年度以降に実施予定のため。	
3	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の創設	政策局	SDGs推進課	R3.1	互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的に協力し合うパートナーシップ関係であることを表明した2者が市に届出をし、市がその届出を受理したことを公に証明(二者のほかに家族として共に暮らしている子どもがいる場合には、子どもを含めた関係性を合わせて証明)する制度を創設する。	条例第6条第1項	○									市内関係機関(医療機関・商工関係者・地域団体)からなるネットワーク会議及び有識者からなるアドバイザー会議にて意見交換を実施し、制度設計に関する論点を整理し、そのうえで当事者が相談しやすい環境づくりには市民の理解を広げることが必要であることを考慮して、意見公募手続のみを実施した。	
4	市役所新庁舎の整備(基本設計の策定)	政策局	プロジェクト推進課	R4.3	市役所新庁舎の整備に当たり、新庁舎の機能や配置等を示した市役所新庁舎建設基本設計を策定する。	条例第6条第2項第4号	○									新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い市民説明会を令和3年度以降に延期したため。	
5	あかし安全のまちづくり計画(国土強靱化地域計画)の策定	総務局	総合安全対策室	R2.6	市民の安全・安心を確保するとともに、人命を守ることを最優先に、また地域社会が致命的な被害を受けることなく迅速に回復できるよう「強靱な地域」を確立することを目指し、本市における指針として、強靱化地域計画を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	防災会議									
6	環境基本計画の策定	市民生活局	環境総務課	R4.3	環境基本条例に基づき、目ざす環境像や施策の基本方針を定めた環境基本計画を策定する。	条例第6条第2項第2号		環境審議会	○								令和3年度に実施予定のため。
7	障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の策定	福祉局	障害福祉課	R3.3	障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保、その他本市の支援施策の方向性及び目標について定めた障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	地域自立支援協議会、社会福祉審議会									

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の策定期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法					未達成理由			
		局・部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施(条例第6条第2項に該当する政策等に限定。)
8	高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定	福祉局	高齢者総合支援室	R3.3	高齢者福祉施策の方向性、介護保険事業において今後必要とされるサービス量を確保するための方策について定めた、高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	社会福祉審議会							
9	新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例の策定	感染対策局	安全統括室	R3.3	新型コロナウイルス感染症の発生時において市民の生命、健康及び人権を保護し、市民生活及び市民経済の安定に資するため、当該感染症の患者等に対する市の支援及び差別の禁止本となる事項及び差別の禁止について定めるため、新たに条例を制定する。	条例第6条第2項第3号	○							新型コロナウイルス感染症が拡大し緊急事態宣言が発令される状況で、市民の生活、健康及び人権を守るため、早急に条例を制定する必要があったため。	
10	空家等対策計画の策定	都市局	建築安全課	R3.3	空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策計画を策定する。	条例第6条第2項第2号	○							令和2年度以降の国庫補助金申請において、法に基づく本計画の策定が義務づけられたものであるが、空家等の所有者等となりうる市民の理解が必要であることを考慮して、意見公募手続のみを実施した。	

(2) 意見公募手続

№	政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法		意見の提出数			意見の提出方法(人数)			提出意見の検討		未達成理由		
		局・部名	課名	開始日	終了日	実施の公表方法	人数	件数	持参	郵送	FAX	メール	その他	政策等の修正の有無	結果の公表方法	30日以上の意見提出期間	2以上の方法による実施の公表	2以上の方法による結果の公表
1	SDGs 未来都市計画の策定	政策局	SDGs 推進室	R2.7.31	R2.8.21	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター SDGs 推進室窓口	10	28	0	1	1	8	0	有	市ホームページ SDGs 推進室窓口	7月17日にSDGs 未来都市に選定された後、内閣府への提出期限(8月末)までに、審議会の意見を踏まえた計画案をもって意見公募し、計画策定しなればならなかったため。		
2	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の創設	政策局	SDGs 推進室	R2.10.1	R2.10.31	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター SDGs 推進室窓口	20	72	0	5	0	20	0	無	市ホームページ SDGs 推進室窓口			
3	市役所新庁舎の整備(基本設計の策定)	政策局	プロジェクト推進室	R2.12.25	R3.1.31	市広報紙 市ホームページ あかし総合窓口 行政情報センター プロジェクト推進室窓口	14	74	0	1	2	4	7	無	市ホームページ プロジェクト推進室窓口			
4	あかし安全のまちづくり計画(国土強靱化地域計画)の策定	総務局	総合安全対策室	R2.4.15	R2.5.15	市広報紙 市ホームページ 総合安全対策室窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 総合安全対策室窓口			
5	障害福祉計画(第6期)、障害児福祉計画(第2期)の策定	福祉局	障害福祉課	R2.12.15	R3.1.14	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 障害福祉課窓口	1	3	0	0	0	1	0	有	市ホームページ 障害福祉課窓口			
6	高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定	福祉局	高齢者総合支援室	R2.12.15	R3.1.14	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 高齢者総合支援室窓口	1	13	0	1	1	0	0	有	市ホームページ 高齢者総合支援室窓口			
7	新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例の制定	感染対策局	安全統括室	R3.1.12	R3.2.10	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口	14	25	0	0	8	6	0	有	市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口			
8	空家等対策計画の策定	都市局	建築安全課	R3.1.5	R3.2.4	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 建築安全課窓口	1	1	0	0	0	1	0	無	市ホームページ 建築安全課窓口			
合計							61	216	0	8	12	40	7					

(3) 審議会等手続（「市民参画手続が必要となった政策等一覧」に掲載されている政策等に関するもの）

市民参画手続を実施した政策等の名称	審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数				委員公募				委員名簿の公表			開催実績				会議の公開				会議録の公表		個別HPの有無	未達成理由					備考			
				根拠	名称		市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男性	女性	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	R2実績	公表しない理由	R2	可否	R2実績	物議者数(証)	公開しない理由	可否		R2実績	委員数20人以内	委員数男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)		会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	
1 SDGs未来都市計画の策定	あかしSDGs推進審議会	SDGs推進室	R1.12	条例規則	附属機関の設置に関する条例 あかしSDGs推進審議会規則	SDGsの推進並びに総合計画の策定及び進捗状況について、諮問に応じ調査審議する。	0	5	20	25	11	14	○	3	2	14	論文及び面接	-	○	○	-	0	○	-	-	-	○	-	有	市の最上位計画である総合計画を策定するにあたり、多くの意見を反映するため。							
2 工場緑地のあり方の検討	工場緑地のあり方検討会	SDGs推進室	R2.11	要綱	工場緑地のあり方検討会設置要綱	工場緑地面積率等の緩和及び工場と周辺の生活環境との調和に必要な方策等、工場緑地のあり方を検討する。	0	0	10	10	7	3	×	-	-	-	-	早期に検討を開始する必要があり、公募手続きに必要な期間を確保できなかったため。	○	○	-	3	○	3	29	-	○	○	有								
3 あかし安全のまちづくり計画(国土強靱化地域計画)の策定	防災会議	総合安全対策室	S38.6	法律条例	災害対策基本法 防災会議条例	地域防災計画の作成及びその実施を推進し、市の水防計画等、重要な事項を調査審議する。	13	0	19	32	28	4	×	-	-	-	県防災会議の組織に準じた委員構成を条例で定めるよう、法で定められているため。	○	○	-	1	○	0	-	-	○	×	有	災害対応を行う多くの関係機関で組織する必要があるため。	関係機関・団体に対する充て職であるため。				新型コロナウイルス感染症対策により、書面開催したため。	新型コロナウイルス感染症対策により、書面開催したため。		
4 環境基本計画の策定	環境審議会	環境総務課	H11.6	条例	環境の保全及び創造に関する基本条例	環境基本計画及び一般廃棄物の処理に関する基本的な計画の策定及び変更、保護地区等の指定並びに年次報告等について、諮問に応じ調査審議する。	0	4	12	16	11	5	○	2	2	8	論文	-	○	○	-	2	○	2	5	-	○	○	有								
5 高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定	社会福祉審議会	福祉総務課	H30.4	法律条例	社会福祉法 社会福祉審議会条例	社会福祉、児童福祉、精神障害者福祉、特定教育・保育施設等の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定及び認定こども園等の認定等について調査審議する。	3	0	38	41	34	7	×	-	-	-	法で委員構成が定められているため。	○	○	-	1	○	1	0	-	○	○	有	社会福祉に関する各分野の関係者で組織する必要があるため。	関係機関・団体に対する充て職であるため。						各分野の専門分科会・部会を開催。民生委員審査(3回)、障害者福祉(8回)、児童福祉(7回)、高齢者福祉(4回)	
6 障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の策定	地域自立支援協議会	障害福祉課	H22.2	法律要綱	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 地域自立支援協議会設置要綱	障害者計画及び障害福祉計画の策定のための審議等を行うとともに、同計画に定めた施策の推進について評価等を行う。	0	4	12	16	12	4	○	3	1	9	論文	-	○	○	-	2	○	0	-	-	○	×	有	各団体からの推薦を基に委嘱しているため。				新型コロナウイルス感染症対策により、書面開催したため。	新型コロナウイルス感染症対策により、書面開催したため。		
合計							16	13	111	140	103	37	8	5	31				9		6	34															

(4) ワークショップ手続

No.	政策等の名称	担当部署		具体的内容	実施日時・場所			実施の公表		参加対象	参加者数	開催記録の公表方法	未達成理由		
		局・部名	課名		年月日	曜日	時間	場所	方法				期間	2週間前までの実施の公表	2以上の方法による実施の公表
1	環境基本計画の策定	市民生活局	環境総務課	甲石の環境の将来像や今後の取組等を子どもと一緒に考える会※緊急事態宣言発令に伴い、5月2回はR3年度に延期	R3.3.14 R3.3.21	日	14:00~ 16:00	ウイズあかし階 フリースペース	市広報紙 市民センター 行政情報センター 各コミセン 図書館 など	R3.1.1 ~R3.1.20 R3.2.15 ~R3.3.3	本テーマに関心のある方	40	市ホームページ 環境総務課窓口		

2. 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等(条例・計画)

※「区分」のA、Cは、「4. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図及び実施の原則」の「① 判断基準」に記載の図にあるA、Cを指します。

※「実施しなかった理由」の判断基準①～⑩は、「4. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図及び実施の原則」の「① 判断基準」の表1に記載の①～⑩を指します。

※参考：市民参画条例第6号第3項各号

(1) 市税の賦課徴収に関するもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要と認める事項を除く。)その他金銭の徴収に関するもの

(2) 予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付に関するもの

(3) 法令(法律、法律に基づく命令(告示を含む。))並びに条例及び規則をいう。以下同じ。)に基づく事項で、市長等において裁量の余地がないもの

(4) 市長等の機関内部の事務処理に関するもの

(5) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの

(6) 特に緊急の必要のため作成すべきものであって、市民参画手続を行う暇がないもの

<条例>

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
1	R2.4.21	明石市事務分掌条例の一部を改正する条例制定のこと	新型コロナウイルスの感染拡大の防止に係る組織体制を強化するため、感染対策局を新設して、福祉局が所管している保健所に係る事務等に移管するとともに、その一元化を図ろうとするもの。	C	判断基準⑦	総務課
2	R2.5.8	新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金条例制定のこと	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等に要する経費に充てるため、新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準⑦	財務室
3	R2.5.8	明石市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された場所の消毒業務、新型コロナウイルス感染症の患者の救急搬送業務等に従事した職員に対して、感染症防疫業務等手当を支給できるようにするもの。	C	判断基準⑦	職員室
4	R2.6.30	明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと	新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができなくなった被保険者等に対し傷病手当金を支給できるようにするほか、基礎課税限度額及び介護納付金賦課限度額の引上げを行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、軽減判定所得の基準を緩和しようとするもの。	A	条例第6条第3項第1号	国民健康保険課
5	R2.6.30	明石市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	兵庫県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができなくなった被保険者等に対する傷病手当金の支給を開始されたことに伴い、本市において当該傷病手当金の申請の受付に係る事務を行うようにするもの。	C	判断基準⑥	長寿医療課
6	R2.10.5	明石市市税条例の一部を改正する条例制定のこと	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、地方税法の一部改正に伴う中小事業者等に対する固定資産税及び都市計画税の軽減等の税制上の特例措置を講じるとともに、令和2年度税制改正に伴う所要の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第1号	税制課
7	R2.10.5	明石市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと	児童福祉法の規定によるホームヘルパーの派遣及び母子保健法の規定による産後ケア事業の利用者が負担する費用について、コンビニエンスストアでの取納を可能とするため、これらの費用を手数料として新設しようとするもの。	C	判断基準⑦	子育て支援課

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
8	R2.10.5	明石市戸籍・住民票関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと	住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことに伴い、当該写しの交付に係る手数料を新設するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、通知カードが廃止されたことに伴い、当該カードの再交付に係る手数料を廃止しようとするもの。	A	条例第6条第3項3号	市民課
9	R2.10.5	明石市印鑑条例の一部を改正する条例制定のこと	成年被後見人の円滑な社会活動を支援するため、成年被後見人の印鑑を登録できるようにしようとするもの。	C	判断基準①	市民課
10	R2.12.25	明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと	国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の減額措置に係る所得判定基準を見直そうとするもの。	C	判断基準④	国民健康保険課
11	R2.12.25	明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	大久保町八木地区について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、区域内における建築物の構造及び用途に関する制限を定めようとするもの。	A	条例第6条第3項第3号	建築安全課
12	R2.12.25	明石市消防団条例の一部を改正する条例制定のこと	高齢化等に伴い消防団員の減少が見込まれることから、消防団員を安定的に確保し、地域防災体制の強化を図るため、消防団員の定年を引き上げようとするもの。	C	判断基準⑧	消防局総務課
13	R2.12.25	明石市火災予防条例の一部を改正する条例制定のこと	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、電気自動車等に係る急速充電設備の出力の上限を引き上げるとともに、当該設備の位置、構造及び管理に関する基準を見直そうとするもの。	C	判断基準⑧	予防課
14	R2.11.30	明石市職員の給与に関する条例及び明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の期末手当の支給率を改定しようとするもの。	C	判断基準⑥	職員室
15	R2.11.30	明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	人事院勧告を踏まえたと本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を改定しようとするもの。	C	判断基準⑥	職員室
16	R3.3.29	明石市企業版ふるさと納税地方創生基金条例制定のこと	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、明石市企業版ふるさと納税地方創生基金を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準⑦	シテイセールズ課
17	R3.3.29	明石にじいる基金条例制定のこと	SO GIE（性的指向、性自認及び性表現の総称をいう。）にかかわらず、「ありのままのまのまち明石」の実現に向けた事業に要する経費に充てるため、明石にじいる基金を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準⑦	S D G s 推進室

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
18	R3.3.29	明石市奨学金条例を廃止する条例制定のこと	本市において高等学校等に在学する者を対象とした給付型の奨学金が創設されたこと及び国において高等学校等の就学支援金制度が拡充されたことにより、貸与型の奨学金が所期の役割を終えたことから、条例を廃止しようとするもの。	A	条例第6条第3項第5号	教育委員会 総務課
19	R3.3.29	明石市交通災害等遺児養育福祉金支給条例を廃止する条例制定のこと	近年の受給対象者の減少及び児童扶養手当等の公的給付の充実に伴い、交通災害等遺児養育福祉金が所期の役割を終えたことから、条例を廃止しようとするもの。	A	条例第6条第3項第5号	児童福祉課
20	R3.3.29	明石市印鑑条例の一部を改正する条例制定のこと	SOGIEにかかわらず、「ありのままがあたりまへのまち明石」の実現に向けた本市の取組の一環として、印鑑登録原票への登録事項及び印鑑登録の証明事項から男女の別を削除しようとするもの。	C	判断基準⑩	市民課
21	R3.3.29	明石市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	職員の服務の宣誓に係る手続の簡素化を図るため、宣誓書から押印欄を削除しようとするもの。	C	判断基準⑦	職員室
22	R3.3.29	明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと	国家公務員の取扱いに準じ、管理職の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当を新設するとともに、平成27年1月に抑制された昇給号数を若年層の一般職の職員を中心に復元するほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑥	職員室
23	R3.3.29	明石市保健関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと	食品衛生法の一部改正に伴い、飲食店等の営業許可申請に対する審査に係る手数料を見直すこと及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴い、新たに創設された事務に係る手数料を新設することのほか、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準①	生活衛生課
24	R3.3.29	明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと	建築物のエネルギ―消費性能の向上に関する法律の一部改正により新たに創設された事務に係る手数料を新設するほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準④	建築安全課
25	R3.3.29	明石市立ゆりかご園条例の一部を改正する条例制定のこと	地方自治法の規定に基づく指定管理者制度の導入に当たり、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるほか、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑦	発達支援課
26	R3.3.29	明石市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	高校生世代の子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減を図るため、こども医療費助成の対象となるこどもの年齢の上限を18歳に引き上げるほか、訪問看護ステーションが行う訪問看護に要した費用をこども医療費助成の対象としようとするもの。	C	判断基準⑤	児童福祉課
27	R3.3.29	明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	高校生世代の子どもについて母子家庭等医療費助成とこども医療費助成の併給を可能とするとともに、訪問看護ステーションが行う訪問看護に要した費用を母子家庭等医療費助成の対象とするほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑤	児童福祉課

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
28	R3.3.29	明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	高校生世代のこどもについて重度障害者医療費助成とこども医療費助成の併給を可能とするともに、訪問看護ステーションが行う訪問看護に要した費用を重度障害者医療費助成の対象とするほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑤	障害福祉課
29	R3.3.29	明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例の一部を改正すること	訪問看護ステーションが行う訪問看護に要した費用を高齢期移行者医療費助成の対象とするともに、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑤	長寿医療課
30	R3.3.29	明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定のこと	介護保険施設、障害者福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準について定めた各種省令の一部改正に伴い、関係条例について所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準①	高齢者総合支援室

<計画> 該当なし

3. 令和2年度に設置していた市民参画条例の評価の対象となる審議会等の状況

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数				委員公募				委員名簿の公表			開催実績				会議の公表		個別HPの有無	未達成理由					備考								
			根拠	名称		市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男性	女性	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	R2実績	公表しない理由	R2	可否		R2実績	傍聴者数(名)	公開しない理由	可否	R2実績		委員数20人以上	委員数男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)		
1 ユニバーサルデザインのまちづくり協議会	SDGs推進室	H31.1	法律要領	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律ユニバーサルデザインのまちづくり協議会設置要領	市域のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に関する調査、検討を行うほか、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する計画の策定に関する協議及びその実施状況の調査・分析等を行う。	3	0	26	29	25	4	×	-	-	-	-	法で委員構成が定められているため。	○	○	-	0	○	-	-	-	○	-	有	福祉その他の関係団体、関係公共交通事業者、関係行政機関、学識経験者など、多くの関係者の参画が必要のため。	関係機関・団体に対する充て職であるため。							
2 あかしSDGs推進審議会	SDGs推進室	R1.12	条例規則	附属機関の設置にあかしSDGs推進審議会規則	SDGsの推進並びに総合計画の策定及び進捗状況について、諮問に応じ調査審議する。	0	5	20	25	11	14	○	3	2	14	論文及び面接	-	○	○	-	0	○	-	-	-	○	-	有	市の最上位計画である総合計画を策定するにあたり、多くの意見を反映するため。								
3 工場緑地のあり方検討会	SDGs推進室	R2.11	要綱	工場緑地のあり方検討会設置要綱	工場緑地面積率等の緩和及び工場と周辺の生活環境との調和に必要な方策等、工場緑地のあり方を検討する。	0	0	10	10	7	3	×	-	-	-	-	早期に検討を開始する必要があり、公募手続きに必要な期間を確保できなかったため。	○	○	-	3	○	3	29	-	○	○	有									
4 (仮称)あかしインクルーシブ条例検討会	SDGs推進室	H30.8	要綱	(仮称)あかしインクルーシブ条例検討会設置要綱	(仮称)あかしインクルーシブ条例に盛り込むべき項目及び内容に関することについて協議する。	0	0	25	25	19	6	×	-	-	-	-	学識経験者及び当事者等から意見を聴く場としているため。	○	○	-	0	○	-	-	-	○	-	有	多くの当事者等から意見を聴く場としているため。	多くの当事者等から意見を聴く場としているため。							
5 社会教育委員会議	コミュニティ・生涯学習課	S62.7	法律条例	社会教育法社会教育委員の定数及び任期等に関する条例	教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案するほか、諮問により研究調査を行う。	0	0	6	6	4	2	×	-	-	-	-	社会教育に関し、教育委員会に助言する職務上、専門知識が必要のため。	○	○	-	2	○	2	2	-	○	○	有									
6 環境審議会	環境総務課	H11.6	条例	環境の保全及び創造に関する基本条例	環境基本計画及び一般廃棄物の処理に関する基本的な計画の策定及び変更、保護地区等の指定並びに年次報告等について、諮問に応じ調査審議する。	0	4	12	16	11	5	○	2	2	8	論文	-	○	○	-	2	○	2	5	-	○	○	有									
7 社会福祉審議会	福祉総務課	H30.4	法律条例	社会福祉法社会福祉審議会条例	社会福祉、児童福祉、精神障害者福祉、特定教育・保育施設等の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定及び認定こども園等の認定等について調査審議する。	3	0	38	41	34	7	×	-	-	-	-	法で委員構成が定められているため。	○	○	-	1	○	1	0	-	○	○	有	社会福祉に関する各分野の関係者で組織する必要があるため。	関係機関・団体に対する充て職であるため。							各分野の専門分科会・部会を開催。民生委員審査(3回)、障害者福祉(8回)、児童福祉(7回)、高齢者福祉(4回)
8 地域自立支援協議会	障害福祉課	H22.2	法律要綱	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律地域自立支援協議会設置要綱	障害者計画及び障害福祉計画の策定のための審議等を行うとともに、同計画に定めた施策の推進について評価等を行う。	0	4	12	16	12	4	○	3	1	9	論文	-	○	○	-	2	○	0	-	-	○	×	有	各団体からの推薦を基に委嘱しているため。		新型コロナウイルス感染症対策により、書面開催したため。	新型コロナウイルス感染症対策により、書面開催したため。					
9 都市計画審議会	都市総務課	H12.4	法律条例	都市計画法都市計画審議会条例	諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議する。	0	0	13	13	11	2	×	-	-	-	-	都市計画の基本理念や土木・建築等に関する技術的な専門知識が必要のため。	○	○	-	2	○	2	5	-	○	○	有	関係機関からの推薦を基に委嘱しているため。								
10 都市景観審議会	都市総務課	H4.6	条例	都市景観条例	諮問に応じ、都市景観の形成に必要な事項について、調査審議する。	0	2	6	8	5	3	○	1	1	2	論文及び面接	-	○	○	-	0	○	-	-	-	○	-	有									
11 市立学校通学区域審議会	教育委員会総務課	S41.10	条例規則	教育委員会附属機関の設置に関する条例市立学校通学区域審議会規則	市立学校の通学区域の設定、変更等に関する教育委員会の諮問に応じて、調査審議し、答申する。	1	0	9	10	8	2	×	-	-	-	-	市民生活に直接的な影響がある通学区域の変更等が審議事項であり、審議の中立性の確保が必要のため。	○	○	-	2	○	2	3	-	○	○	有	各団体からの推薦を基に委嘱しているため。								
合計						7	15	177	199	147	52		9	6	33					14		12	44														

4. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図及び実施の原則

① 判断基準

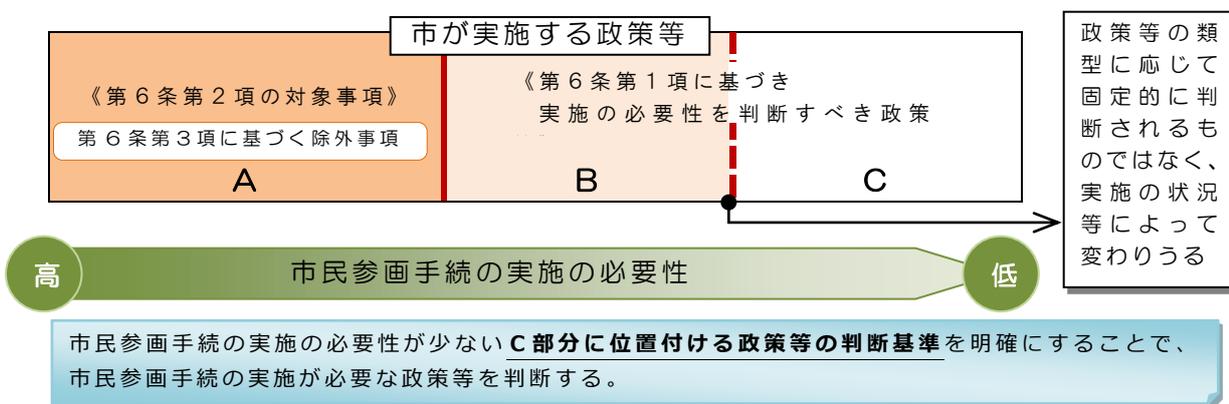
I 市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画手続を実施すべき政策等

市民参画条例第6条第2項で市民参画手続を実施しなければならない対象事項を定めていますが、それ以外の政策等については第1項で「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」に手続を実施するものと定めています。

手続の実施の必要性を判断するにあたり、所管部署ごとの認識の隔たりをなくすとともに、費用対効果についても考慮し、実質的な市民参画を推進するため、次のとおり基準を設けています。

なお、運用にあたっては、基準を画一的、限定的に捉えて必要性を判断するのではなく、政策等の内容や市民の関心、市民に与える影響等を踏まえて総合的に判断します。

また、判断にあたっての流れは、「② フロー図」にまとめています。



〔市民参画手続の実施の必要性が低いC部分に位置付ける判断基準〕【表1】

判断基準	
関心・影響	① 特定の事業者等対象者が限定されるもの ② 特定の地域の市民にしか影響を及ぼさないもの ③ 市の財政に及ぼす影響が小さいもの
内容等	④ 金銭徴収に関するもの ⑤ 予算で定まった金銭給付施策に関するもの ⑥ 法令等に基づく事項で、市長等に裁量の余地がないもの ⑦ 市長等の機関内部の事務処理に関するもの ⑧ 関係法令の改正に伴う規定整備などの軽易な内容のもの ⑨ 特に緊急を要するもので、市民参画手続を行う暇がないもの ⑩ 方針等の策定段階で市民参画手続を実施しており、その推進等を行うために実施するもの

※ A又はBに位置付けられる政策等であっても、既存の法令の規定により、意見公募手続、審議会の設置、その他の市民の意見等を聴く手続を行った場合は、市民参画条例に基づく参画手続を実施することを要しない（条例第10条）。

Ⅱ 市民参画条例に定める基準の例外

市民参画条例第8条、第9条及び第11条から第18条までに定める基準(複数の市民参画手法の併用、意見公募手続の30日以上意見提出期間、審議会等手続の委員数や公募市民の割合など)について、市の努力だけでは将来にわたって達成が不可能なものや、一律に当てはめることが合理的でないものがあります。

そのようなものについては、表2に例示するような適正と判断できる理由があれば、基準の例外として取り扱うこととします。但し、安易に基準の例外とするのではなく、本当に基準が達成できないかを慎重に判断するとともに、例外としたものについても適宜見直しを行うこととなっています。

【表2】

	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
基本的事項	【複数手法の実施】	
	<ul style="list-style-type: none"> 影響を及ぼす相手が限定され、その相手先の関係団体等の意見を別途聞いているため。 複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み又は次年度に実施予定のため。 	
	【期間】	
	<ul style="list-style-type: none"> 突発的な事例、想定外の実例が生じたため(例：国会の法案成立等により、急遽条例改正等で対応する必要性が生じた等) 	<ul style="list-style-type: none"> 事務のスケジュール上(〇月に条例案を議会に上程する必要がある等)条例に定められた期間を設けることができなかったため。
	【結果等の公表】	
	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報など非公開情報を取り扱うため。 	
意見公募	【意見公募手続の実施】	
	<ul style="list-style-type: none"> 複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み又は次年度に実施予定のため。 	
審議会等	【委員数・市民公募】	
	<ul style="list-style-type: none"> 委員構成が法律・条例・規則に規定されているため。但し、条例・規則については、改正の必要性の指摘もありうる。 地域・各種団体から委員を選任する必要があるため。 ⇒地域選出委員、団体代表委員に限定する理由が明確な場合、市民公募では困難である。	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識を要するため。 ⇒審議にあたり必要とされる知識が専門的であることに限定する理由に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。 地域・各種団体から委員を選任しているため。 ⇒地域選出委員、団体代表委員に限定する根拠に乏しい場合、市民公募委員でも可能であると判断できる。
	【男女比】	
	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識を要する者や地域・各種団体の代表者の選任が必要で、それらに女性が少ないため。 ⇒地域・各種団体から選任する者を、各団体の代表者とする必要性が明確な場合、男女比を操作することは困難である。	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識を要する者や地域・各種団体からの選任が多く、それらに女性が少ないため。 ⇒地域・各種団体からの代表として女性を選任できる余地がある。

	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
審議会等	【委員名簿の公表】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等で専門的な見地から判定・認定等を行うにあたり、公平性を確保するため。 ⇒ 名簿を公開することで判定・認定等に不都合が生じる理由が明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等で審議するにあたり、公平性を確保するため。 ⇒ 名簿を公開することで判定に不都合が生じる理由が明確でなく、公開可能と判断できる。
	【会議・会議録の公開】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議内容が専門的な見地から判定・認定等を行うものであり、審査の公平性・中立性を確保するため。 ⇒ 公開することで、次回以降の審査等に影響が出る可能性が高い。 ・ 法令により非公開となっているため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議の公平性・中立性を確保するため。 ⇒ 公開したとしても、次回以降の審議に影響が出る可能性が低いと判断できる。

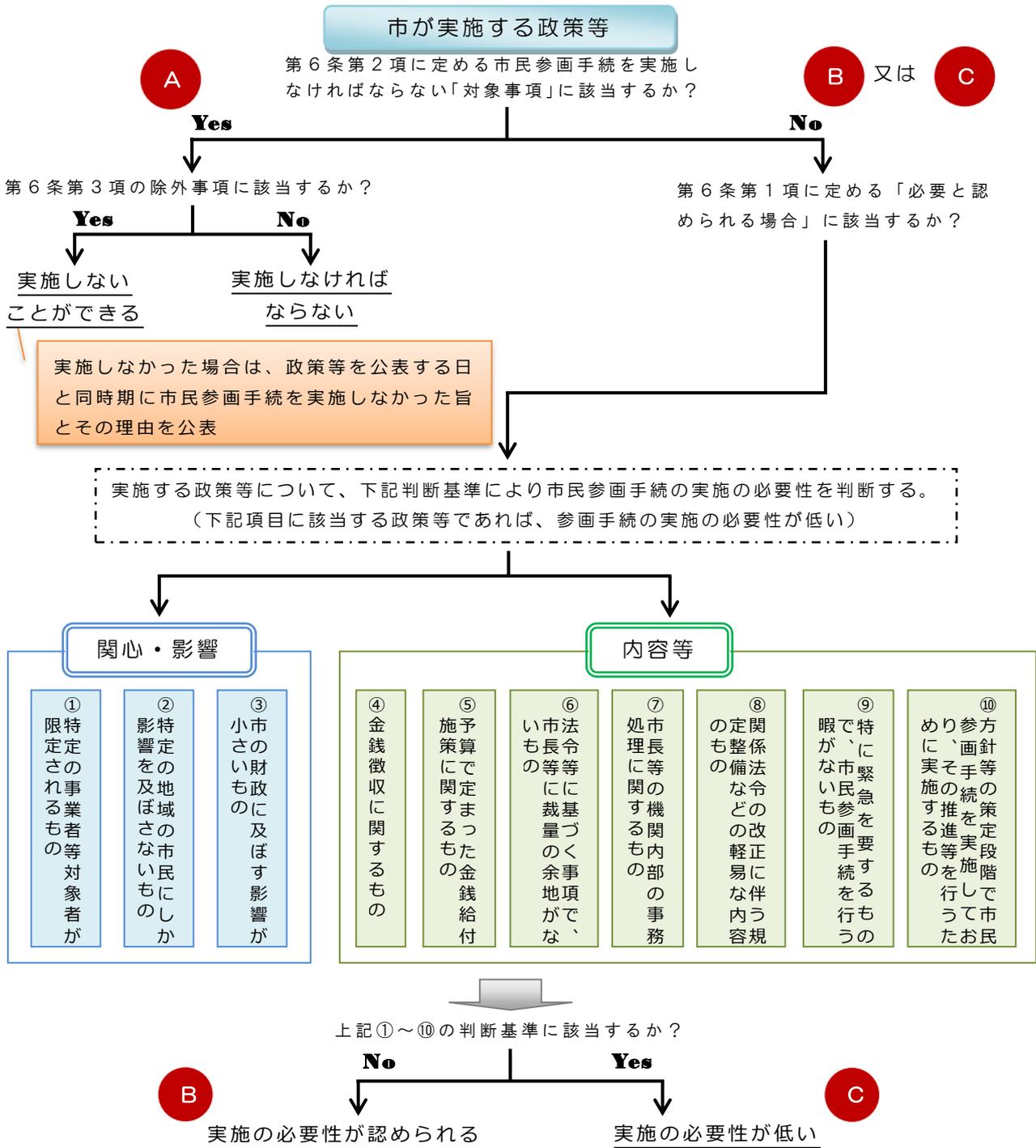
Ⅲ 市民参画条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とする審議会等

市が設置する審議会等には、特定の政策等の決定などにあたり設置するもののほかに、各部署の経常的な事業の実施にあたり設置しているものが多く、一律に市民参画条例に基づく評価の対象とすることは合理的ではありません。そこで、条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とする審議会等の範囲を表3のとおり定めています。

【表3】

評価の対象とする審議会等	評価の対象としない審議会等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の政策等の決定などにあたり、諮問事項等について調査審議する審議会等 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>計画の策定や改訂、重要な内容の変更について審議する場合</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常的な案件について判定・認定等を行う審議会等 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>年次報告や進捗管理のような経常的な案件について審議する場合</p> </div>

② フロー図



【上記①～⑩の判断基準についての留意点】

- ①、②の基準の考え方により実施の必要性が低いと判断した政策等であっても、特定の関係者に対する説明会等の意見交換の機会を持つ必要がある場合も考えられる。
- 内容等における基準の④～⑨については、条例第6条第2項の対象事項に該当する政策等についての第3項の除外事項と同様の考え方となる。
- ②の基準の考え方は、対象となる政策等を特定の地域の市民にしか係らないものと捉えるのではなく、特定の地域内のことでその地域の市民だけで決められるものと捉えるものとする。

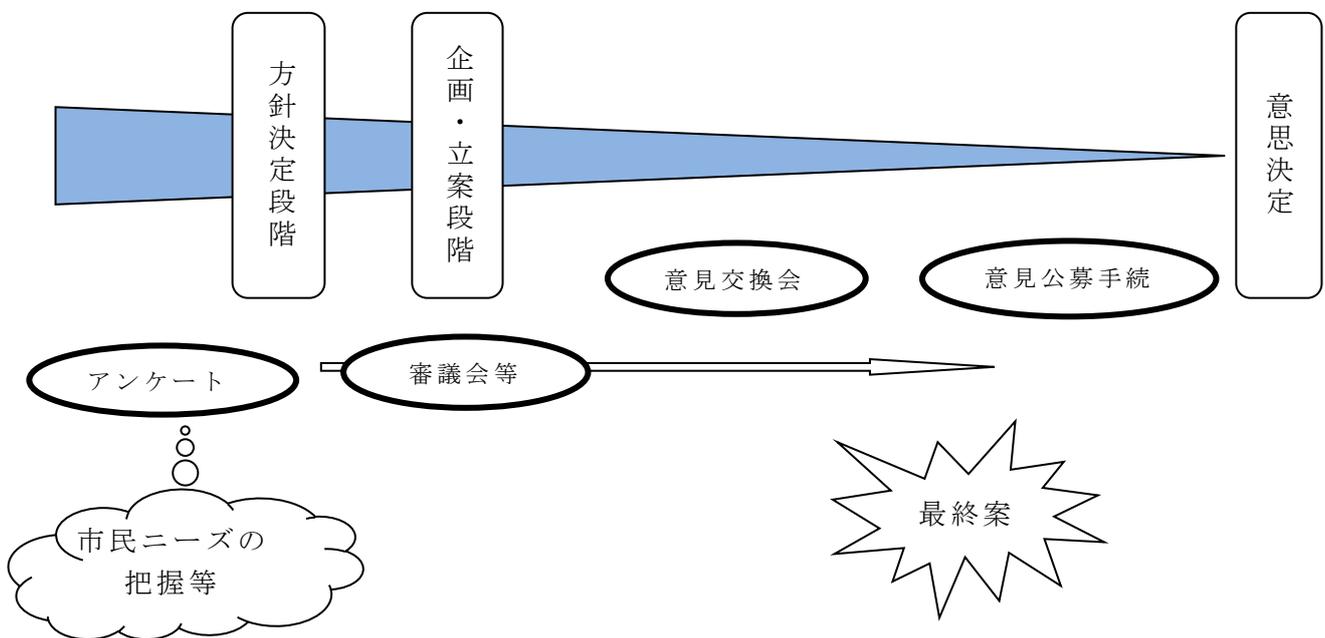
③ 実施の原則

市民参画手続は、市民参画条例第6条第1項に定める「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」、また、第6条第2項に定める「対象事項」について実施する場合に関わらず、原則として、複数の手法を併用して実施するものとされています(条例第8条第3項)。複数の手法で実施しなかった場合は、市民に理解を得られる明確な理由が必要です。

また、第6条第2項に定める「対象事項」についての市民参画手続には、複数の手法の1つに意見公募手続を実施する必要があります(条例第8条第4項)。

なお、複数の手法で実施するイメージは、次の図のとおりです。

【複数手法での市民参画のイメージ】



この例では、政策等策定の方針決定にあたってアンケートにより市民ニーズを把握のうえ、方針決定し、政策等の案の策定は審議会等に検討させ、中間で市民の意見を反映させるために意見交換会を実施し、審議会等で策定した最終案について意見公募を行い政策等の案の意思決定を行っている。